

障害福祉サービスの利用者負担上限月額の見直しについて

1. 概要

障害福祉サービスのうち施設入所支援を利用する受給者（以下「利用者」）1 名について、利用者負担の上限月額を 37,200 円とすべきところ、誤って 0 円に、補足給付費については不支給とすべきところを誤って支給としていたことが判明した。また、補装具費（車椅子）についても 1 割の利用者負担を求めていなかった。そこで、時効にかからない過去 5 年分の、障害福祉サービスの利用者負担分等の返還を求める。

2. 経緯

利用者の障害支援区分の更新のため、認定調査・概況調査を令和 7 年 2 月 3 日に実施し、コンピューターによる一次判定を行った。3 月 13 日には加古川市自立支援給付審査会において二次判定を行ったが、これら一連の事務を行う中で、利用者には課税所得のある配偶者（以下「配偶者」）がいることが分かり、利用者負担の上限月額 37,200 円の負担が必要な利用者であることが判明した。

利用者負担上限月額の認定を過去に遡って確認したところ、現在の施設へ入所した平成 19 年 11 月当時から 0 円としていたことが確認された。また、住民税非課税世帯が対象の補足給付費も支給されており、補装具費（車椅子）の利用者負担分についても公費から支出されていることが確認された。

そこで、認定誤りにより誤って支出された公費の総額を確認するとともに、本件に対する対応方針の決定を行った。

3. 発生した問題に対する対応

4 月 29 日に利用者・配偶者の自宅を職員が訪問し、利用者の配偶者に対し事情説明と謝罪を行った。

現在、利用者の配偶者に対し、時効にかからない過去 5 年分の、障害福祉サービスの利用者負担分等の返還を求め、その返済方法について協議を行っている。また、障害福祉サービス費負担金の負担割合は国 1/2、県 1/4 となっているため、その返還についても国・兵庫県と協議を行う予定である。

4. 返還を求める金額等

利用者負担額	2,158,700 円（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの利用分）
補足給付費	332,181 円（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの給付分）
補装具費（車椅子）	12,508 円（令和 3 年 5 月利用分）
合計	2,503,389 円

5. 発生した原因

利用者負担の上限月額が世帯（本人・配偶者）の収入等に応じて判断することとなっている。本件は利用者の住民票上の住所が自宅から入所施設へ移されていたことにより、利用者を非課税単身世帯と誤って認識したため。

6. 再発防止の取組

厚生労働省及びこども家庭庁が示す「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」に基づく事務を徹底するよう、あらためて職員に対し指導を行うとともに、配偶者の有無を一目で確認ができるよう申請様式を改める。

なお、施設入所支援の支給を行っている 211 名中、利用者負担の上限月額が 0 円となっている 206 名について、事務に誤りが無いことは確認済である。

「利用者負担の上限月額」

サービスの種類ごとに、サービスを提供する事業者が受け取る額（報酬基準）が定められている。利用者はサービスを利用するごとに報酬基準の 1 割を負担し、世帯（本人・配偶者）の収入等に応じて利用者負担の上限月額が定められている。施設入所支援については住民税課税世帯が 37,200 円、非課税世帯が 0 円となっている。

補足給付費（特定障害者特別給付費）

入所施設を利用する場合、一定額（25,000 円、障害基礎年金 1 級の者は 3,000 円加算）が手元に残るように食費・光熱水費の実費負担の一部を軽減するもの。対象は住民税非課税世帯。

「障害支援区分」

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。（障害者総合支援法第 4 条第 4 項）